

## 静岡地方裁判所委員会議事概要

(静岡地方裁判所委員会事務局)

平成15年11月19日(水)に開催された第1回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日 時 平成15年11月19日(水)午後1時30分～午後3時50分

2 場 所 静岡地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

天野嘉之, 綾部美知枝, 大坪 檀, 佐藤エイ子, 塩沢忠和, 高橋祥子, 谷川 治, 保坂栄治, 堀田尚志, 望月 浩, 門口正人, 渡邊高秀(敬称略)

4 議題

(1) 委員長の選任

(2) 委員会の運営に関し必要な事項

5 議事

(1) 所長あいさつ

(2) 自己紹介

(3) 委員長の選任等

ア 委員長の選任

委員長は, 門口正人委員(裁判所委員)が選任された。

(意見の概要1参照)

イ 委員長代理の指名

委員長代理は, 大坪委員が指名された。

(4) 委員会の運営に関し必要な事項

ア 部会の設置

部会は、当面置かない。

#### イ 委員会の招集

委員会の招集は、委員長がする。

#### ウ 委員会の開催要件

委員会の成立要件は、設けない。

議決は委員の過半数による。

#### エ 議事及び議事録の公開

議事は、原則として非公開とする。必要が生じた場合は別途検討する。

議事録は、概要を作成し、裁判所のホームページに掲載する方法で公開する。この場合において、発言者名は記載しない。（意見の概要 2 参照）

### 6 テーマについての意見交換

今後のテーマ又は各委員の関心事について、自由に意見が交換された。

（意見の概要 3 参照）

### 7 次回の予定

#### (1) 開催日

各委員の都合を確認して定める。

#### (2) 議題

裁判手続や司法の概要について情報を提供するとともに、交換された意見を踏まえて定める。

（意見の概要 1）

### 委員長選出

次に、委員長を選出していただく。意見あるいは推薦をお願いしたい。

委員長は、委員会の運営に関し、事務局との打合せを行い、対外的には委員を代表してメディアとの対応もしなければならない。委員会が初めて開かれたということもあり、裁判所のことをよく知った人に委員長をお願いする

のがよい。門口委員に委員長をお願いしたい。

□ この制度の趣旨から一言意見を言いたい。司法制度審議会において、配布の資料（日本弁護士連合会作成「地方裁判所委員会って何？家庭裁判所委員会はどう変わる？」）のとおり、この委員会の趣旨が、裁判の運営に国民の声を反映するような司法制度を作っていくことにあり、そのためには、専門家でない人をこの委員会に多数入れるべきであるとの意見があった。また、その趣旨からすると、諮問する側の所長が、諮問される側の委員長になるのは一般的にはあり得ないことであり、委員長は、法曹三者以外の方、例えば、学識経験者かマスコミ関係の方がなるのが適当である。

□ 誤解がないように理屈の面を一言言わせていただきたい。裁判所の行政面での主体は裁判官会議ということになっているので、裁判所が諮問するということは、裁判官会議が諮問するということであって、所長ではない。また、司法制度改革審議会において議論された上で、規程上、裁判官が地裁委員会のメンバーになっていることから、裁判官が委員長になることは問題ない。

今後の委員会における意見を集約し、事務方と調整を行うには、裁判所に詳しい者が委員長になるのが適切であり、また、今後、対外的にメディア等に委員会のことを説明していく点などからも、委員長は大変な仕事になるため、門口委員が適任と考える。

□ 事務方との連絡調整を考えると、門口委員に委員長になっていただくのがよい。

□ 地方裁判所委員会は、今回初めて開かれたこともあり、各委員もそれぞれ仕事を持っており、裁判所にしょっちゅう来て事務方と打ち合わせをするのは難しいので、門口委員に委員長をお願いしたい。

□ 裁判所の意思決定が裁判官会議でなされているとの話があったが、裁判官会議は年3回しか開催されておらず、司法行政の一部は、常置委員会を設置して、所長に委任していると聞いている。裁判官会議に実体はなく、実際は

所長が代表しているのではないか。そうであれば、諮問を受ける側の長と諮問をする側の長が同一という事態は避けた方が良い。また、事務方との連絡については、地裁事務局に具体的な指示を出せば足りる。

- 委員長はそれなりに重い責務があるはずであり、委員長をやりたいという人はすぐには出てこないと思う。しかし、地裁委員会の理念どおりにするためには、いずれは委員長は裁判所以外の方にやっていただきたい。差し当たりどうするかについては、皆さんの意向に従いたい。
- 門口委員という意見が多数うかがえたが、委員長は門口委員ということでよいか。
- 異議なし。

#### (意見の概要2)

##### 議事及び議事録の公開について

- それでは、議事の公開及び議事録の公開について意見を伺いたい。
- 話の大まかな内容について公表されるのは構わないが、一人一人の発言や発表の内容が逐一公表されたり、個人名を出されたりするのは困る。
- 国の議事はほとんどが公開されている。地裁委員会も少なくともマスメディアによる傍聴ができるとすべきである。
- マスコミが入ると、発言内容が報道されては困るとか、誤解されることが心配とかで、発言を控えてしまうことが懸念される。委員会において自由に発言してもらうためには議事は公開しないでよい。議事の内容は委員長を通して、マスコミに公表すればよい。
- 議事の公開と議事内容の公表を区別し、両者の関係も踏まえて検討していただきたい。議事録は、何らかの形でできるかぎり早く公表していく必要がある。また、議事の内容も委員会の終了後に、報道機関に開示することも考えられるがどうか。この点も踏まえて議事の公開について検討していただき

たい。

- どのように公開するかによって、委員の発言に与える影響が異なる。一般に公開を認めるか、議事録に名前を出すのか、その内容は要領かフルテキストか等いろいろなパターンがある。いろいろな会に出ているが、プライバシーに関する場合や議論が白熱する場合には非公開にするなど、ケースバイケースであり、その時の状況によって決めているのが実情である。
- 公開には、一般市民に議事自体を傍聴させるものと議事録を公開するものがある。まず、議事については、報道機関に公開するのが相当である。一般の委員会では、ほとんどそういう方向に向かっている。公表して欲しくない発言については、記者に対し、これはオフレコにしてくれと伝えれば足りる。議事録については、現段階では名前を控えて公開にすればよい。
- 記者とはどの範囲をいうのか。
- 一般的には、記者クラブ加盟社になる。
- 議事の公開については、リアルタイムでする必要はなく、議事録などから、議論の内容がわかればよい。本委員会はずっくばらんに自由に意見交換をする場であり、報道されることを承知の上で委員になった人ばかりではないので、記者は入れない方がよい。
- 議事内容を公開することは必要と思うが、マスコミを入れて公開することには反対である。経験上でも、マスコミにオフレコにしてくれと頼んだにもかかわらず、オフレコにならなかったということが何回かあった。特に、この委員会は今回が第1回目であり、今後どういう風に進められるのか不安があるので、当面、議事録の公開と委員会終了後の委員長からの説明に止めていただき、議事の公開は会を重ねながら考えていくということではないか。
- 公開を原則とすべきとは思いますが、その場合、法律の話を経験家の委員だけで話し合うことになる危険があるのではないかと気がなる。

この委員会は法律に携わっていない人も自由に発言できる場としてほしい。そのため、当面、各委員が自由に発言できることを第一に考え、マスメディアへの公開は、議事録や委員長を通じて行い、委員が慣れてから議事の公開を検討するのがよい。

- 議事録の公開については、委員の氏名を出さないで公開することでよいか。
- 異議なし。
- 議事録は、議事内容を大まかに記載したものになるのか。
- 中央審議会の議事録を見ると、概要とはいうものの結構詳細な概要となっている。
- 議論が戦っていると分かるような内容にすべきである。
- 逐語ではないが、概要で、ある程度議論の雰囲気分かるものでどうか。
- 異議なし。
- 議事録は、ホームページに掲載してはいかがか。
- 異議なし。
- 冒頭部分の頭取りは認めてよいと思う。
- 議事は原則非公開でよいが、国民に知って欲しい事項の場合には、公開してもよい。静岡市と清水市の合併につき、審議委員をしていたときは、議事のすべてが報道され、それによって、市民の関心が高まり、知人からもいろいろな意見を伺うことができ、参考になったということがあった。
- 私も、同じことを経験している。安倍川河川敷の問題について、議事が完全にオープンになっており、テレビの映像や写真が出ると市民から電話がかかってきた。その際、寄せられた市民からの意見が参考になることが多かった。
- そういう意味で、差し当たっては公開しないという方法がよいと思うが、将来の検討課題として残してほしい。
- テーマがあらかじめ決まっているときは、自信を持って発表されるだろう

が、テーマがはっきりしないときは、活発に意見が出ないと思う。今はテーマを決める段階であり、自由に意見交換がされるときであるから、発言を控えると思うので、議事の公開は時期尚早かと思う。

- それでは、議事については、原則非公開とし、また、議事録については、議事概要を作成し、ホームページに掲載する方法で一般に公開するが、この場合、発言者名は掲載しない。ただし、議事の公開について必要が生じた場合に、委員会において別途検討するということでよいか。
- 異議なし。

### (意見の概要3)

#### テーマについて

- 配布資料（「静岡県地域司法計画」、「司法制度アンケートの集計結果と分析」）のとおり、裁判所の人的整備及び物的整備は充分かを検討すべきと思う。
- 資料の配布は、口頭でどうしても意見を述べにくいようなときに限られたい。
- 頭から、法律家から専門的なことを言われては困る。一般市民は何を考えているのかという議論を発展させて欲しいと思う。
- これまで裁判所はあまりに遠い距離にあった。こういう場でいろいろなお話を聞いて、議論がされて意見が形成されていくものと思う。裁判はマスメディアの中で見せていただいているが、治安対策や犯罪の低年齢化等の背景について話を聴いてみたい。
- 一般市民のレベルで話を進めて欲しい。法律家だけで話を進められると話をすることができなくなってしまう。そのようなことは地裁委員会の制度趣旨に反するような気がする。先ほど弁護士委員から資料の配布がされたが、こういう方向性を示すような資料の配布は止めてもらいたい。

- この資料は、あくまで皆さんに考えていただくための資料である。
- 素人や学生からの単純な質問にもものすごい価値がある。アメリカの裁判でも同じ。弁護士の言っていることは分からない。弁護士の通訳が要るほどである。法曹界の人はそれを頭に入れておく必要があると思う。馬鹿なのはこちらで一般市民の方が利口だと思う。この社会には普通の人が生きているだけであって、法曹は、たまたまそういう環境にいるだけである。
- 弁護士、検察官それぞれの立場で、困っていることを聴きたい。また、法律の文章は難しい。昔から平易な文章で表現しようという動きがあったが、今はどうなっているのか教えて欲しい。
- 「開かれた裁判所」の意義について説明して欲しい。
- 裁判は、原則公開されている。しかし、当事者等のプライバシーを考えた場合、公開が本当に正しいのか疑問に思うことがある。メディアとの関係もあるが、その実態はどうか教えて欲しい。
- 本日の意見を踏まえて、裁判手続や司法に関して、更なる情報を提供することとし、次回のテーマを検討することとしたいがどうか。
- 異議なし。